

第 233 回 浜田市教育委員会定例会

日 時： 令和 6 年 11 月 20 日（水）14 時 30 分から

場 所： 浜田市役所本庁 4 階講堂 AB

出席者： 岡田教育長 杉野本委員 岡山委員 倉本委員 浅津委員

事務局： 草刈部長 藤井課長 永田担当課長 鳥居室長 濱見室長

（書記 日ノ原係長 川村主任主事）

1 教育長報告

2 議題

(1) 浜田市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則について …… 資料 1

3 部長、課長等報告事項

(1) 教育総務課長 …… 資料 2、3、4

(2) 学校教育課社会教育担当課長 …… 資料 5

(3) 学力向上推進室長 …… 資料 6、7

(4) 人権同和教育室長 …… 資料 8、9

4 その他

(1) その他

※次回定例会日程 令和 6 年 12 月 20 日（金）14 時 30 分から

場所：浜田市立中央図書館 2 階多目的ホール

※次々回定例会日程 令和 7 年 1 月 日（ ） 時 分から

場所：

第233回浜田市教育委員会定例会・教育長報告

令和6年11月20日

月日	内容
10月29日（火）	全日本同和会島根県連合会要望活動対応（庁議室） 行財政改革推進本部会議（市役所講堂） 市長表敬同席（庁議室：佐々岡真司さんからの寄付対応） 定例課長会議（市役所講堂） ベルガロッソいわみ市長表敬同席（庁議室）
10月30日（水）	教育委員会ボランティア表彰（今福小：今福地区自主防災会） 浜田市小中学校合唱コンクール（石央文化ホール） 石見神楽伝承内容検討専門委員会（中央図書館）
11月3日（日）	浜田市長杯囲碁大会（市総合福祉センター） NHKのだ自慢大会（石央文化ホール）
11月5日（火）	総務文教委員会（全協室：教育委員会自己点検・評価報告）
11月6日（水）	校長会（中央図書館）
11月7日（木）	園長連絡会（浜田幼稚園） 浜田市小中学校連合音楽祭（石央文化ホール） 行財政改革推進本部幹事会（市役所講堂）
11月11日（月）	教育委員と社会教育委員の意見交換会（市役所講堂）
11月12日（火）	税に関する絵はがきコンテスト表彰状伝達（松原小）
11月13日（水）	島根県市町村教育長会議・学力育成会議（島根県庁）
11月14日（木）	浜田幼稚園PTA要望対応（教育委員室） 税に関する絵はがきコンテスト表彰状伝達（長浜小）
11月15日（金）	浜田市教育委員辞令交付式（市長室：杉野本智幸さん） 市議会全員協議会（全協室） 行財政改革推進本部会議（庁議室）
11月16日（土）	浜田市市民憲章推進大会（いわみーる）
11月18日（月）	教育委員会ボランティア表彰（弥栄小：徳田マスエさん、齋藤みゆきさん） 陳情対応「健康増進センターへのエアコン設置」（くにびき卓球クラブ他）
11月19日（火）	浜田市子ども・若者地域支援協議会研修会（中央図書館） 講師：社会医療法人正光会 サポートセンターFOH（益田市） 精神保健福祉士 大畑陽平さん 石見神楽伝承内容検討専門委員会（中央図書館）
11月20日（水）	JFA夢の教室（雲城小） HAMADA教育魅力化コンソーシアム役員会（中央図書館） 教育委員会定例会（市役所講堂）

新規・改正規程概要説明資料

担当課名称 教育総務課

1	区 分	新規・改正・廃止	規則・告示・訓令
2	題 名	浜田市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則	
3	目的・理由	健康保険証が廃止されることに伴い、図書館資料の館外貸出しの申込みの際に提示する本人確認書類から健康保険証を除くため、また、申請等の手続に係る様式を現行の運用に合わせるため所要の改正を行うものです。	
4	概 要	様式の改正 (1) 健康保険証に係る記載の削除（様式第1号関係） (2) 様式中の「㊤」の削除（様式第4号及び様式第5号関係） (3) その他規定の整理	
5	施行期日等	公布の日	

浜田市立図書館条例施行規則（平成25年浜田市教育委員会規則第1号）新旧対照表（下線部分が改正箇所）

現行		改正後（案）	
○浜田市立図書館条例施行規則		○浜田市立図書館条例施行規則	
平成25年 3 月 22日 教育委員会規則第 1 号		平成25年 3 月 22日 教育委員会規則第 1 号	
第 1 条から第 19 条　〔略〕		第 1 条から第 19 条　〔略〕	
様式第 1 号（第 4 条関係）		様式第 1 号（第 4 条関係）	
浜田市立図書館利用者カード申込書		浜田市立図書館利用者カード申込書	
申　　込　　日		申　　込　　日	年　　月　　日
申　込　区　分	☐ 新規 ☐ 変更 ☐ 再発行 ☐ 更新 ☐ パスワード発行	利用者カード番号	
申込者区分	☐ 市民 ☐ 通学 ☐ 通勤 ☐ 団体	申込区分	☐ 新規 ☐ 変更 ☐ 再発行 ☐ 更新 ☐ パスワード発行
フリガナ		フリガナ	
氏　　　名		氏　　　名	
生　年　月　日		生年月日	年　　月　　日
住　　　所		住　　　所	〒
電　話　番　号		希望する連絡方法	【　】携帯電話　　　　　　—　　　—　　　—
電子メールアドレス			【　】自宅電話　　　　　—　　　—　　　—
ド　　レ　　ス			【　】メー ル（　　　　　　）
パスワード	☐ 希望する ☐ 希望しない		【　】そ の 他（　　　　　　）
(注)		パスワード	☐ 希望する ☐ 希望しない
1 申込みの際に、申込者の本人確認ができる書類（学生証、運転免許証、健康保険証、パスポート等）を提示してください。		帰　省　先	〒
2 申込者区分が通学又は通勤の場合は、以下を記入してください。			電話番号
□ 学 校		□ 所 在 地	

現行			改正後（案）		
☐ 事務所等		名 称	☒ 通勤・通学先		
		電話番号	☐ 通勤	☐ 通学	名 称
			所 在 地		浜田市 町
			電話番号		
☒ 保護者署名（中学生以下の場合は、必ず保護者をご記入ください。） 上記記載内容について、相違ありません。					
		フリガナ			
		保護者氏名			
様式第 2 号（第 12 条関係） 浜田市立図書館多目的施設等使用許可申請書					
浜田市教育委員会 様					
次のとおり多目的施設等を使用したいので、申請します。					
(申請日)		年 月 日			
住所又は所在地		〒			
フリガナ					
氏名又は名称					
電話番号					
使用日時		開始		年 月 日 () 時 分 秒	日 時間
		終了		年 月 日 () 時 分 秒	

様式第 2 号（第 12 条関係）		様式第 2 号（第 12 条関係）	
申請日		浜田市立図書館多目的施設等使用許可申請書	
浜田市教育委員会 様			
次のとおり使用したいので、申請します。			
住所又は所在地			
フリガナ			
氏名又は団体名			
電話番号			
使用日時	— — — — —		
使用する施設名	中央図書館	☐ 多目的第 1 ホール	円
		☐ 多目的第 2 ホール	円

現行				改正後（案）			
及び使用料の額	☐ 多目的第1ホール・第2ホール ☐ 屋外催事スペース ☐ 屋外用テント（ 張 ） 三隅図書館 合計	円	円	中央図書館	☐ 多目的第1ホール	使用時間	時間
		円	円		☐ 多目的第2ホール		時間
		円	円		☐ 多目的第1、第2 ホール同時使用		時間
		円	円		☐ 屋外催事スペース		時間
	使用目的				☐ 屋外用テント		時間
使用人数				☐ 多目的室	時間		
備考					三隅図書館		時間
				使用施設等 及び使用料			
				使用目的	☐ 営利 ☐ 非営利（具体的に記載してください。）		
				使用人数	人		
				備考			
様式第3号（第13条関係）							
様式第3号（第13条関係） 浜田市立図書館多目的施設等使用許可書							
許可日		次のとおり多目的施設等の使用を許可します。					
		（申請日） 年 月 日					
住所又は所在地		工					
フリガナ							
氏名又は名称							
電話番号							
使用日時		開始 年 月 日（ ） 時 分から 終了 年 月 日（ ） 時 分まで					

現行		改正後（案）	
使用日時			
使用する施設及び使用料の額	中央図書館	☐ 多目的第1ホール	円
		☐ 多目的第2ホール	円
		☐ 多目的第1、第2ホール同時使用	円
		☐ 屋外催事スペース	円
		☐ 屋外用テント	円
		☐ 多目的室	円
	合計	円	
使用目的	☐ 浜田市立図書館条例（以下「条例」という。）第12条の規定に基づき、減免する。 ☐ 営利又は営業等に類する目的のため、条例別表第2に定める額の100パーセント相当額を加算する。		
使用人数	☐ 営利 ☐ 非営利		
許可条件	人		
		年 月 日	
		浜田市教育委員会 印	
様式第4号（第15条関係）		様式第4号（第15条関係）	
年 月 日		年 月 日	
浜田市立図書館多目的施設等使用料減免申請書		浜田市立図書館多目的施設等使用料減免申請書	
浜田市教育委員会 様		浜田市教育委員会 様	

現行		改正後（案）			
申請者 住所又は所在地 氏名又は団体名及び代表者氏名 電話番号		申請者 住所又は所在地 氏名又は団体名及び代表者氏名 電話番号			
次のとおり使用料の減免を受けたいので、申請します。		次のとおり使用料の減免を受けたいので、申請します。			
使用する施設名		使用する施設名			
催物等の名称		催物等の名称			
使用目的及び内容		使用目的及び内容			
使用期間		使用期間			
減免を申請する理由		減免を申請する理由			
※使用料の額	正規の使用料	正規の使用料	免除率	減免後の使用料	
	円	円	%	円	円
(注) ※印欄は記入しないでください。		(注) ※印欄は記入しないでください。			
様式第5号（第18条関係）		様式第5号（第18条関係）			
年 月 日		年 月 日			
浜田市立図書館 図書館資料・施設等損傷紛失届		浜田市立図書館 図書館資料・施設等損傷紛失届			

現行		改正後（案）																					
浜田市立図書館長様 住所又は所在地 氏名又は団体名及び代表者氏名 電話番号 利用者カード番号 ①		浜田市立図書館長様 届出者 住所又は所在地 氏名又は団体名及び代表者氏名 電話番号 利用者カード番号																					
下記のとおり、浜田市立図書館の図書館資料・施設等を汚損、損傷、紛失等 しましたので、届け出ます。																							
1 汚損、損傷、紛失等の日時 2 図書館の名称 3 汚損、損傷、紛失等の概要																							
(1) 図書館資料の亡失・汚損 <table><tr><td>種別</td><td colspan="3"> ☐一般図書 ☐児童図書 ☐雑誌 ☐視聴覚資料 ☐その他（ ） </td></tr><tr><td>名称</td><td colspan="3"></td></tr><tr><td>著者名等</td><td></td><td>出版社名</td><td></td></tr><tr><td>資料番号</td><td colspan="3"></td></tr><tr><td>状況</td><td colspan="3"></td></tr></table>				種別	☐一般図書 ☐児童図書 ☐雑誌 ☐視聴覚資料 ☐その他（ ）			名称				著者名等		出版社名		資料番号				状況			
種別	☐一般図書 ☐児童図書 ☐雑誌 ☐視聴覚資料 ☐その他（ ）																						
名称																							
著者名等		出版社名																					
資料番号																							
状況																							
(2) 施設等の汚損・損傷・滅失・紛失 <table><tr><td>名称</td><td colspan="3"></td></tr><tr><td>数量</td><td colspan="3"></td></tr><tr><td>状況</td><td colspan="3"></td></tr></table>				名称				数量				状況											
名称																							
数量																							
状況																							

浜田市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則

浜田市立図書館条例施行規則（平成 25 年浜田市教育委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

様式第 1 号から様式第 3 号までを次のように改める。

様式第 4 号中「㊟」を削る。

様式第 5 号を次のように改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第 1 号（第 4 条関係）

浜田市立図書館利用者カード申込書

申 込 日	年 月 日							
利用者カード番号								
申込区分	☐ 新規 ☐ 変更 ☐ 再発行 ☐ 更新 ☐ パスワード発行							
フリガナ								
氏 名								
生年月日	年 月 日							
住 所	〒							
希望する連絡方法	☐ 携帯電話 ー ー ☐ 自宅電話 ー ー ☐ メール（ ） ☐ その他（ ）							
パスワード	☐ 希望する ☐ 希望しない							
帰 省 先	〒							
	電話番号	ー ー						

●通勤・通学先

☐ 通勤 ☐ 通学	名 称	
所 在 地	浜田市	町
電話番号		

●保護者署名（中学生以下の場合は、必ず保護者をご記入ください。）

上記記載内容について、相違ありません。

フリガナ		
保護者氏名		

様式第 2 号（第 12 条関係）

浜田市立図書館多目的施設等使用許可申請書

浜田市教育委員会 様

次のとおり多目的施設等を使用したいので、申請します。

(申請日)		年 月 日			
住所又は 所在地	〒				
フリガナ					
氏名又は名称					
電話番号					
使用日時	開始	年	月	日 ()	時 分から
	終了	年	月	日 ()	時 分まで
使用施設等 及び使用料	中央図書館	☐ 多目的第 1 ホール	使 用 時 間		時間
		☐ 多目的第 2 ホール			時間
		☐ 多目的第 1、第 2 ホール同時使用			時間
		☐ 屋外催事スペース			時間
		☐ 屋外用テント			時間
	三隅図書館	☐ 多目的室		時間	
使用目的	☐ 営利 ☐ 非営利（具体的に記載してください。）				
使用人数	人				
備 考					

様式第 3 号（第 13 条関係）

浜田市立図書館多目的施設等使用許可書

次のとおり多目的施設等の使用を許可します。

(申請日)		年 月 日	
住所又は 所在地	〒		
フリガナ			
氏名又は名称			
電話番号			
使用日時	開始	年 月 日 () 時 分から	日
	終了	年 月 日 () 時 分まで	時間
使用施設等 及び使用料	中央図書館	☐ 多目的第 1 ホール	円
		☐ 多目的第 2 ホール	円
		☐ 多目的第 1、第 2 ホール同時使用	円
		☐ 屋外催事スペース	円
		☐ 屋外用テント	円
	三隅図書館	☐ 多目的室	円
	合 計	円	
☐ 浜田市立図書館条例（以下「条例」という。）第 12 条の規定に 基づき、減免する。 ☐ 営利又は営業等に類する目的のため、条例別表第 2 に定める 額の 100 パーセント相当額を加算する。			
使用目的	☐ 営利 ☐ 非営利		
使用人数	人		
許可条件			

年 月 日

浜田市教育委員会 図

年 月 日

浜田市立図書館長 様

氏名又は団体名及び代表者氏名

利用者カード番号

1 汚損等の日時 年 月 日 時

2 図書館の名称 浜田市立 図書館

3 汚損等の概要

(1) 図書館資料の亡失又は汚損

種 別	☐ 一般図書 ☐ 児童図書 ☐ 雑誌 ☐ 視聴覚資料 ☐ その他 ()		
名 称			
著者名等		出版社名	
資料番号			
状 況			

(2) 施設等の汚損、損傷、滅失又は紛失

名 称	
数 量	
状 况	

表 定 予 等 事 行

11月20日 ~ 12月31日

[illegible]

第四中学校解体に伴う旧学校物品譲渡会について

令和 6 年 3 月末に閉校した第四中学校の解体に伴い、中学校で使用していた物品の無償譲渡会を次のとおり開催します。

- 1 日 時 令和 6 年 11 月 30 日（土） 午前 9 時～正午
- 2 場 所 旧浜田市立第四中学校
- 3 譲渡物品 棚（スチール製、木製）、消耗品など
- 4 対象者（譲受人） 浜田市民及び市内の事業所
※ ただし、自身で搬出・運搬ができる人に限る。
- 5 搬出方法
 - (1) 旧第四中学校玄関で受付します。（氏名、住所及び電話番号をご記入いただきます。）
 - (2) ステッカーを受け取り、ステッカーに氏名を記入します。（1 人につき 5 枚お渡しします。）
 - (3) 会場内をご覧いただき、希望の物品にステッカーを貼ります。（先着順のため、既にステッカーが貼ってある物品に貼ることはできません。）
 - (4) 譲渡希望のステッカーを貼り終えたら、受付に報告します。
 - (5) 市職員が譲渡物品を確認したのち、「積込中」用紙をお渡しします。
 - (6) 車両の見やすい場所に「積込中」用紙を置き、車両を旧第四中学校玄関前に駐車し、ご自身で搬出していただきます。
- 6 注意事項（無償譲渡の条件）
 - (1) 譲渡は先着順で、返品は受け付けません。
 - (2) 長年使用した物品のため、品質の保証はできません。
 - (3) 譲渡品の搬出・運搬などに係る費用は、全て譲受人の負担となります。
 - (4) 譲渡決定後は、当日 15 時までに搬出してください。
 - (5) 譲渡を受けた物品を、他の団体または個人へ転売することなどは禁止します。
 - (6) 搬出・運搬時の事故やトラブルについては、浜田市は一切の責任を負いません。
 - (7) 譲渡を受けた物品の管理及び使用状況等について浜田市が報告を求めたときは、これに応じなければなりません。
 - (8) 受け取った物品は譲受人の所有となるため、廃棄する場合は譲受人の責任により適正な処理の上、廃棄してください。

秋の読書週間イベントについて

10月27日（日）から11月9日（土）までの読書週間に合わせて、ボランティア活動団体や読書推進活動団体と協働して実施したイベントについて報告します。

1 中央図書館実施分

(1) 秋の野外朗読祭（主催：中央図書館）

- ・日 時 令和 6 年 10 月 20 日（日）10：00～12：00
- ・場 所 多目的ホール（天候不順のため会場変更）
- ・内 容 朗読と琴のコラボレーション、尺八、
古典の謡み聞かせ
- ・参加者 23 人



(2) 一夜一冊 ～はまだ読書夜会～ （主催：はまだ図書館友の会）

- ・日 時 令和 6 年 10 月 31 日（木）19：00～21：00
- ・場 所 コミュニケーションスペース
- ・内 容 しまね海洋館アクアス館長 湊直樹さんによるお話「地域から愛され、応援される水族館を目指して！」と参加者による本の紹介
- ・参加者 19 人



(3) 図書館寄席 （主催：中央図書館）

- ・日 時 令和 6 年 11 月 1 日（金）19：30～21：00
- ・場 所 コミュニケーションスペース
- ・内 容 まちの落語家による特設高座
- ・参加者 31 人



(4) 開館時間延長

令和 6 年 10 月 31 日（木）・1 日（金）の両日、開館時間を 21：00 まで延長。

- ・利用者（2日間） 10 人 （※閲覧・貸出・返却のみ）

(5) 特別展示「本が泣いています」

- ・期 間 令和 6 年 11 月 2 日（土）～11 月 24 日（日）
- ・場 所 図書館入口ゲート横
- ・内 容 傷や汚れが付いて返却された図書の展示を行い、本を大事に取り扱ってもらおうよう、利用者への周知を行う。

(6) 本のリサイクル市

- ・期 間 令和 6 年 11 月 5 日（火）～12 月 20 日（金） ※無くなり次第終了
- ・場 所 ロビー、コミュニケーションスペース
- ・内 容 図書館の所蔵としなかった寄贈本や保存期限を過ぎた雑誌を無償で譲る。

2 金城図書館実施分

(1) 本のリサイクル市

- ・日 時 令和 6 年 11 月 9 日（土）・10 日（日）9：00～17：00※無くなり次第終了
- ・場 所 金城図書館玄関ロビー
- ・内 容 図書館の所蔵としなかった寄贈本を無償で譲る。

(2) おはなし会&かんたん！30分こうさく

- ・日 時 令和 6 年 11 月 9 日（土）10：00～11：00
- ・場 所 おはなしのへや
- ・内 容 紙皿で秋の壁面飾りを作るこうさく教室とおはなし会
- ・参加者 2人

3 旭図書館実施分

(1) 本と雑誌のリサイクル市

- ・日 時 令和 6 年 11 月 10 日（日）9：30～15：00※無くなり次第終了
- ・場 所 旭図書館隣 多目的室
- ・内 容 図書館の所蔵としなかった寄贈本や保存期限を過ぎた雑誌を無償で譲る。

(2) 作ってあそぶ図書館ワークショップ

- ・日 時 令和 6 年 11 月 10 日（日）①10：00～11：00 ②13：00～14：00
- ・場 所 旭図書館内
- ・内 容 3種類からひとつ選んで作るこうさく教室
- ・参加者 111人（①午前：46人 ②午後：65人）

4 三隅図書館実施分

(1) 本のリサイクル市

- ・期 間 令和 6 年 11 月 9 日（土）10：00～15：00※無くなり次第終了
- ・場 所 三隅図書館多目的室
- ・内 容 図書館の所蔵としなかった寄贈本を無償で譲る。

(2) 秋のおはなし会

- ・日 時 令和 6 年 11 月 9 日（土）14：00～14：30
10 日（日）10：30～11：00
- ・場 所 おはなしの部屋
- ・参加者 38人（9日：15人 10日：23人）

(3) 図書館クイズにちょうせん！

- ・日 時 令和 6 年 11 月 9 日（土）・10 日（日）10：00～15：00
- ・場 所 三隅図書館内
- ・参加者 146人（9日：62人 10日：84人）

令和 7 年浜田市二十歳の集いの開催について

令和 7 年浜田市二十歳の集いについて、次のとおり開催します。

また、昨年度と同様、参加に係る事前申込は不要、家族の方も見学可能です。

1 開催日時

令和 7 年 1 月 3 日（金）13 時 30 分～14 時 15 分

※12 時 30 分より受付開始

2 場 所

石央文化ホール 大ホール（浜田市黒川町 4175 番地）

3 対 象

平成 16 年 4 月 2 日～平成 17 年 4 月 1 日生まれで、次のいずれかに該当する方

（1）浜田市在住者（浜田市出身でなくても可）

（2）浜田市出身の市外在住者

※対象者 465 人（令和 2 年 3 月浜田市内中学校卒業生）

【過去の参加者数及び出席率について】

令和 6 年：353 人／469 人（75.3%）

令和 5 年：319 人／454 人（70.3%）

令和 4 年：237 人／484 人（48.9%）※開催延期による

令和 3 年：258 人／467 人（55.2%）※開催延期による

4 主な内容（予定）

（1）市民憲章唱和

（2）主催者挨拶及び来賓祝辞

（3）代表挨拶

（4）ビデオメッセージ上映

5 出席者（主催）

市長、副市長、教育長

6 来 賓

島根県議会議員、浜田市議会議員、浜田市教育委員

7 参加案内（案内状送付）

9 月末時点で浜田市内に住民登録のある対象者へ案内状を送付。

※浜田市を転出された方については、転出前の世帯が浜田市にある場合に限り、9 月末時点の世帯主宛に案内状を送付。

令和 7 年度 浜田市小・中学校学級編制基準

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和 33 年法律第 116 号）第 3 条の規定による、令和 7 年度における公立小・中学校の学級編制の基準を次のように定める。

ただし、児童又は生徒の実態を考慮して、特に必要があると認める場合（※）は、この限りではない。

学校種別 学級編制の区分		小学校	中学校
単式学級	第 1 学 年	35 人	40 人
	第 2 学 年		
	第 3 学 年		
	第 4 学 年		
	第 5 学 年		
	第 6 学 年		
2 個学年 複式学級	第 1 学年の児童生徒を 含む場合	8 人	
	第 1 学年の児童生徒を 含まない場合	16 人	
特 別 支 援 学 級		8 人	8 人

（注）

- 1 「単式学級」とは、同学年の児童又は生徒で編制する学級をいうこと。
- 2 「2 個学年複式学級」とは、引き続く 2 の学年の児童又は生徒で編制する学級をいうこと。
- 3 中学校においては、特別支援学級を除きすべて「単式学級」として編制すること。
- 4 小学校における「2 個学年複式学級」は、第 1・2 学年、第 3・4 学年、第 5・6 学年の組合せで編制すること。
- 5 （※）特に必要があると認める場合とは、
 - ① 島根県小・中学校少人数学級編制（小学校第 1 学年）に基づき、30 人学級編制を実施する場合。
 - ② 島根県小・中学校少人数学級編制（小学校第 2 学年）に基づき、32 人学級編制を実施する場合。
 - ③ 島根県小・中学校少人数学級編制（中学校第 1 学年）に基づき、35 人学級編制を実施する場合。
 - ④ 島根県小・中学校少人数学級編制（中学校第 2 学年及び第 3 学年）に基づき、38 人学級編制を実施する場合。
 - ⑤ 令和 5 年度と令和 6 年度に連続して、児童生徒が年度中途に学級編制基準を上回った学年が、令和 7 年度当初に令和 6 年度と同数の学級が見込まれることにより、予め転入を見込んだ 1 学級多い学級編制をする場合。

他に、以下のような場合、島根県教育委員会が配当する教員定数及び加配数で対応することを条件とし、教育委員会と学校で協議の上で決定する。

- ⑥ 概ね 30 人を超える学級（小学校第 2 学年）で複数の学級に分けて指導することが、学級経営上有効であると認める場合。
 - ⑦ 概ね 35 人を超える学級（中学校第 2 学年及び第 3 学年）で複数の学級に分けて指導することが、学級経営上有効であると認める場合。
 - ⑧ 年度中途で学級編制基準外の児童生徒数となった場合、当該学年児童生徒の実態等により、基準外で学級編制を継続することが有効であると認める場合。
- ※ 令和 7 年度以降は、原則としてこの学級編制基準によるものとする。

第7回（11月）市校長会資料

令和6年11月6日（火）
学力向上推進室

「自立した学習者」を育てる学校・授業のあり方

10月の校長会において「個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実について」に触れました。個別最適な学びでは、子どもが教師に指示された個別学習を行うのではなく、自らの学習状況を振り返り、自分自身で最適だと考える学習を進めていくことになります。したがって、子どもたちが自己調整をしながら学習を進めていくことが重要になります。

このことに関連する資料【「自立した学習者を育てる学校・授業の在り方」 一般財団法人 総合初等教育研究所 北俊夫（指導と評価 2024. 10）】を紹介します。特に2ページ下段からの「自立した学習者を育てる授業のあり方」は、10月の校長会で触れたことに直接関係する内容です。

※ 文字の下線や強調、四角囲い等は鳥居が行っています。

● 自立した学習者とは

「自立する」とは他からの援助や支配を受けずに、自分の力だけで物事を判断したり身を立てたりすること。すなわち独り立ちすることだ。人生においては、生活面をはじめ、精神面や経済的な側面、さらに学習面の自立がある。

学習面において自立するとは、自分の力で課題を設定し、その解決に取り組み、成果や結果を生み出すことである。具体的には、次のような姿として捉えることができる。

- ・ 日常生活のさまざまな事象に興味・関心をもち、解決すべき課題を見だし、自ら挑戦しようとする。
- ・ 課題の挑戦や解決の方法を自ら考え、自らの学習展開に向かって見通しをもち、意欲を高めている。
- ・ 計画にもとづいて、自力で課題を追究し解決する。必要な場合には自ら助言や援助を求めている。
- ・ 自らの学習やその成果に対して、自ら設定した規準で評価し、学習の達成感や成就感を味わう。併せて、今後の課題を意識している。

ただ、現在の授業においては子供たちが、自らの興味・関心や意識にもとづいて解決すべき課題やチャレンジしたい課題などを見出したとしても、授業者はすべてを許容することができない。一人の教師が多人数の子供の課題解決に対応することは不可能であり、学習指導要領ですべての子供に共通して最低限身に付ける資質・能力（学習内容）が定められているからだ。その意味で、ここに示した具体像は**将来の学習者像**（※筆者が強調している）である。社会人として巣立つまでに、こうしたことが完全にできる子供たちを育てたいという趣旨である。

● 自立した学習者を育てる意義

学校教育において自立した学習者を育てることは、まず生涯学習社会を主体的、創造的に生き抜くためという意義がある。学ぶという行為は、学校教育で完結される時代ではなくなっている。社会は日進月歩激しく変化しており、新しい知識や技能を新たに獲得しないと、仕事や生活に支障を来すこともある。生涯学習は義務でも強制でもない。自らの意思で取り組む自立した学習である。生涯にわたって学び続けるには、学校教育において、学ぶ意欲と能力と態度の基礎を身に付けた、自立した学習者を育てることが求められる。

また、学習指導要領に「社会に開かれた教育課程の編成・実施」という課題が示されている。ここ
でいう「開かれた」には「今」の社会と「将来」の社会の二つの意味がある。特に「将来」に開くこ
とは学校教育の重要な役割である。教育基本法（第5条）に「義務教育として行われる普通教育は（中
略）社会において自立的に生きる基礎を培い」と、義務教育の目的が示されているように、学校は持
続可能な社会の担い手を育てる準備教育の場である。自立した学習者を育てることには、社会の担い
手を育てるという重要な意義がある。

さらに、コロナ禍で明らかになった子供の状況である。中央教育審議会が令和3年1月にとりまと
めた「答申」は「これまでの学校教育では、自立した学習者を十分育てられていなかったのではない
か」と指摘した。新型コロナウイルスの感染拡大という非常事態が、学校教育で自立した学習者を育
てることの大切さと必要性に気づかせるきっかけになった。

● 自立した学習者を育てる学校のあり方

学校教育は生涯学習体系に組み込まれており、学校は生涯にわたって学び続ける意欲や能力や態度
の基礎を養い、社会人として成長していく準備教育を行う場である。

ここでは、「自立した学習者」を育てることを校長のリーダーシップのもとに、全校体制で取り組
む学校課題として受け止めることが重要になる。そのうえで、次のような学校像を明確にすることが
肝要である。

- ・ 学校教育において身に付けることが求められている資質・能力を確実に実現させるとともに、
基本的な生活習慣や学習習慣を形成し、豊かな情操や人間性を養い、健康づくりや体力づくりを
重視する学校。
- ・ 学び方や問題解決の方法を身に付け、学ぶことの楽しさを味わわせるとともに、困難なことにも
挑戦しようとする意思と実践力が育つ学校。
- ・ 自己の問題や課題を見いだし創意工夫しながら解決していく学習、地域の特性を生かした体験
的な学習、地域の博物館など生涯学習施設と融合した学習を展開する学校。
- ・ 少子高齢化、国際化、ICT化、環境問題など社会の変化に対応して、生きるために必要な資
質・能力を育成するとともに人としての生き方教育の充実を図る学校。

自立した学習者の育成という課題を考えると、小学校から大学等までを時間軸で捉え、学校教育
の出口、すなわち社会への入り口を想定して、当該の学校種における自立した学習者を育てる教育の
あり方を考えることが重要である。

● 自立した学習者を育てる授業のあり方

まずは、問題解決的な学習（※筆者が強調している）を充実させること。子供たちは目的意識をもつ
て問題解決に取り組む過程で問題解決能力を育んでいく。問題解決能力には、事象などから問題や疑
問などを見いだす力、課題解決方法を考え、問題解決の見通しをもつ力、周囲の人の援助を得ながら、
できるだけ自力で問題解決する力、解決した結果や成果に対して自己評価する力などを包含してい
る。子供たちは毎日の学習や生活場面でさまざまな課題や問題に遭遇しており、人生は問題解決の連
続だといえる。そうした場で生かされるのが問題解決能力だ。

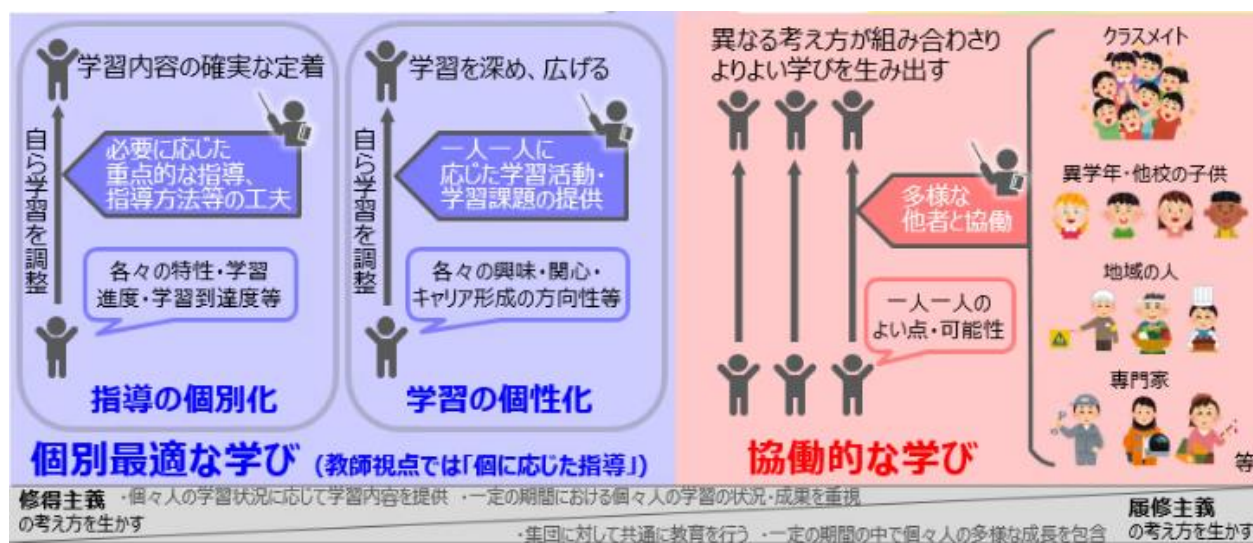
次に、学び方（※筆者が強調している）の指導を重視すること。これまでわが国では問題解決の方法
や資料活用の仕方、レポートの作成方法など学び方について必ずしも丁寧に指導されてこなかった。
自立した学習者を育てるには、学習の仕方という道具をもたせることが不可欠であり、「学び方教材」
の開発も必要になる。

さらに、学習の個別化・個性化を重視する個に応じた指導と、子供たちが学び合う協働的な活動を

充実させるとともに、両者を関連付けた授業（※筆者が強調している）を展開すること。一人一人の思いや願いを実現するため、教材や資料などを自らの判断で選択したり、学習活動の方法を自ら決定したりする場や機会を設けることで学習の個別化を図る。また、その子供の持ち味や得意分野など個性を発揮させ、その子らしい学習を展開させることで、学習の個性化を図る。また、友達と協働して学ぶことによって他者の考えを知り、自己を高めたり友だちと学び合うことの意義や大切さに気づいたりする。これは自立した学習者に成長するうえで重要な資質になる。

個別化・個性化を重視した個に応じた指導と学級集団での協働的な学びを充実させるとともに、両者を融合させることで相乗効果を発揮させることができる。

※参考



※【「令和の日本型教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（答申）】では

個別最適な学び（「個に応じた指導」（指導の個別化と学習の個性化）を学習者の視点から整理した概念）

指導の個別化

基礎的・基本的な知識・技能等を確実に習得させ、思考力・判断力・表現力等や、自ら学習を調整しながら粘り強く学習に取り組む態度等を育成するため、

- ・支援が必要な子供により重点的な指導を行うなど効果的な指導を実現
- ・特性や学習進度に応じ、指導方法・教材等の柔軟な提供・設定を行う

指導の個性化

基礎的・基本的な知識・技能等や情報活用能力等の学習の基盤となる資質・能力等を土台として、子供の興味・関心等に応じ、一人一人に応じた学習活動や学習課題に取り組む機会を提供することで、子供自身が学習が最適となるよう調整する

協働的な学び

「個別最適な学び」が「孤立した学び」に陥らないよう、探究的な学習や体験活動等を通じ、子供同士で、あるいは多様な他者と協働しながら、他者を価値ある存在として尊重し、様々な社会的な変化を乗り越え、持続可能な社会の創り手となることができるよう、必要な資質・能力を育成する「協働的な学び」を充実することも重要

集団の中で個が埋没してしまうことのないよう、一人一人のよい点や可能性を生かすことで、異なる考え方が組み合わせり、よりよい学びを生み出す

浜田市人権を尊重するまちづくり条例啓発ハンドブック 「一人ひとりが大切にされる浜田市をみんなで作っていきましょう」 の活用について

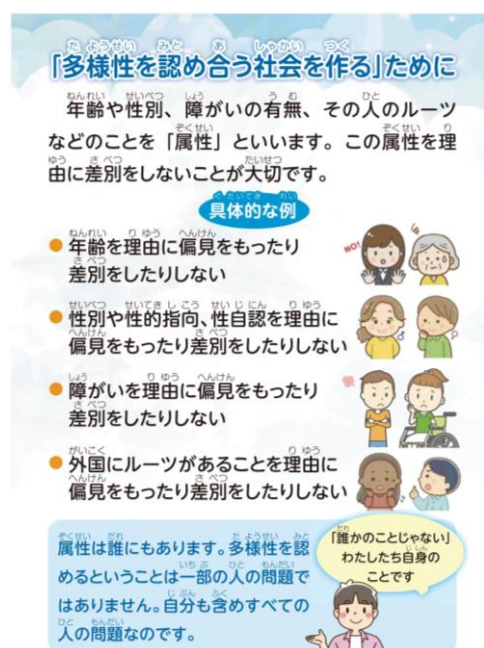
浜田市及び浜田市教育委員会では、令和 5 年 7 月に施行した「浜田市人権を尊重するまちづくり条例」の市民の皆さんへの理解促進を図るため、同条例の補助資料として、内容及び理念を分かりやすく伝えるハンドブックを作成しました。

今後におきましては、各学校における人権教育の場や各種講演会など人権啓発の場において活用するとともにまちづくりセンターなど関係施設へ配架することにより市民の皆さんの理解促進に繋がるよう努めてまいりますので報告します。

- 1 ターゲット 主に小学校高学年から中学生向けとして作成
- 2 仕様 A6 版 8 項・中綴じ、全面カラー
- 3 作成部数 10,000 部
- 4 配布先 市内小中高等学校の全児童生徒、人権講演会等での配布、
各まちづくりセンター、県など関係機関等
- 5 活用方法
 - (1) 浜田市校長会や人権同和教育協議会において教職員へ周知を行い、
各学校における児童生徒・保護者への人権教育の場において活用
 - (2) 市民や事業所向けの人権講演会など人権啓発の場において活用
 - (3) まちづくりセンターなど関係施設に配架



表紙



文面の例

令和 6 年度浜田市人権作品コンクール入賞者について

【開催目的】

浜田市教育委員会では、人権に関する理解と認識を深めるとともに、その作品を啓発に活用することで浜田市全体の人権意識の高揚を図ることを目的として、昭和 59 年から人権作品コンクールを実施しており、今回で 41 回目になります。今年度は 26 人の方が入賞されましたので報告します。

1 ポスターの部（中学生） 応募作品数 109 作品【参考：令和 5 年度 90 作品】

賞	学校名	学年	氏名
最優秀賞	金城中学校	2	岡田 早代
優秀賞	第二中学校	3	磯野 由来
優秀賞	第三中学校	3	大音 美和
優秀賞	浜田東中学校	3	山崎 咲榎
優秀賞	旭中学校	2	戎本 柚葉
優秀賞	弥栄中学校	2	長谷川 瑠美
優秀賞	三隅中学校	2	長尾 花奈

2 作文の部（小学生） 応募作品数 17 作品【参考：令和 5 年度 15 作品】

賞	学校名	学年	氏名
最優秀賞	松原小学校	6	教重 ひかり
優秀賞	原井小学校	5	上野 友翔
優秀賞	長浜小学校	6	大驛 琉輝弥
優秀賞	長浜小学校	6	森下 紗弥香
優秀賞	三階小学校	6	佐々木 翼
優秀賞	三隅小学校	6	清水 結愛
優秀賞	三隅小学校	6	吉原 脩都

3 作文の部（中学生） 応募作品数 27 作品【参考：令和 5 年度 32 作品】

賞	学校名	学年	氏名
最優秀賞	金城中学校	3	佐々井 臣
優秀賞	第二中学校	1	濱口 楓花
優秀賞	金城中学校	2	山下 美月
優秀賞	金城中学校	3	宇川 恵理菜

※優秀賞ほか 1 名あり

4 標語の部（一般） 応募作品数 71 作品（51 人）【参考：令和 5 年度 59 作品（31 人）】

賞	氏名
優秀賞	谷口 芳枝
優秀賞	寺戸 里夏
優秀賞	長尾 勝
優秀賞	塚村 信也
優秀賞	吉岡 秀子
優秀賞	岡本 まゆみ
優秀賞	野上 祥子

※入賞者総数 26 人【参考：令和 5 年度 26 人】

※応募作品総数 224 作品【参考：令和 5 年度 196 作品】

【裏面へ続く】

5 表彰式（予定） 日時：令和6年12月12日（木）15：30～17：00
場所：浜田まちづくりセンター

6 作品展示（予定）

(1) 第8回浜田市人権尊重のまちづくり推進大会会場での展示

- ① 日時 令和6年12月15日（日）13：00～15：30
- ② 場所 島根県立大学交流センター コンベンションホール

(2) 浜田市役所本庁舎での展示

- ① 期間 令和6年12月17日（火）～令和7年1月9日（木）
- ② 場所 1階市民ロビー

(3) 浜田市世界こども美術館での展示

- ① 期間 令和7年1月11日（土）～令和7年1月19日（日）
- ② 場所 3階多目的ホール

以 上